

平成 2 5 年 1 2 月 4 日

平成 2 5 年第 4 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成25年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成25年12月4日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	西 啓 介
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	早 野 清 隆
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事兼建築課長	木 下 研 一

教育次長	古谷	清	都市整備部理事 兼 建築課長	家永	淳
水道事業理事	岡本	茂	教委事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本	稔 明
危機管理監	谷下	泰久	財政課長	相馬	進 祐
			まちづくり戦略室 秘書人事担当課長	今坂	嘉 文

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山	鐵 男	議会事務局主幹	増田	明
--------	----	-----	---------	----	---

---

#### 議事日程

- 日程1 議案第75号 専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 日程2 議案第76号 平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件
- 日程3 議案第77号 平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件
- 日程4 議案第78号 平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程5 議案第79号 平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件
- 日程6 議案第80号 平成25年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件
- 日程7 議案第81号 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件
- 日程8 議案第82号 阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件
- 日程9 議案第83号 いきいきパークみさき条例を制定する件
- 日程10 議案第84号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第4回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は13名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 おはようございます。総務部長の白井でございます。

本日、議案の訂正をお願いしたいと思ひまして、機会をいただきましてありがとうございます。

お手元のほうにお配りさせていただきました日程1、議案第75号、専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を専決した条例の件でございますけれども、その条例の中に、一部誤りがございまして、訂正のほうをお願いしたいと考えております。

その内容につきましては、条例の中に定めております附則でございます。この条例は平成25年10月8日から施行するという形で議案のほう取りまとめさせていただいておりますけれども、これ誤りでございまして、施行日につきましては10月9日、町長の新しい任期がスタートする10月9日でございまして、8日を9日という形で訂正をお願いしたいと思ひまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○田島乾正議長 お諮りします。ただいま理事者側から手続処理等についての字句の訂正が求められました。よって、本会議場で申し出に対するご意見をお諮りしたいと思ひますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、ただいま総務部長、白井保二君が申し出た部分について、平成25年10月8日と記載されておりますが平成25年10月9日に改めると、字句訂正をいたしたいと思ひます。

ただいまから訂正分の書面を配付いたします。

(書類配付)

○田島乾正議長 ただいま、訂正分の文章を全議員に配付が終わりました。ということで、理事者側に申し入れておきます。今後、こういう大事な慎重審議の部分の議案書については再三確認の上、議会に上程するように一つ申し入れときますので、今後、二度とそういうことのないように

お願いしたいと思います。

---

○田島乾正議長 日程1、議案第75号、専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 専決処分の説明をする前に、ただいま重要な日付の修正をしたことにつきまして、おわびを申し上げます。今後、このようなことのないように行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程1、議案第75号、専決処分の承認を求める件、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

専決処分理由といたしましては、特別職の給与について、行政改革のさらなる推進を図るため特別職の職員の給与に関する条例の一部に所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

特別職の職員の給与減額につきましては、平成25年10月8日まで15%の減額を行ってまいりましたが、平成25年10月9日から元に戻ることになりました。ついては、現在、第2次集中改革プランにより行財政改革を実施していることから、平成25年10月9日から平成29年10月8日まで引き続き15%の減額を行うものでございます。

それでは、専決処分書の次のページ及び裏面の新旧対照表をごらんください。特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年岬町条例第12号）の一部を次のように改正する。附則第3項中（平成21年12月1日）を（平成25年10月9日）に、（平成25年10月8日）を（平成29年10月8日）に改める。

次に、附則第4号を次のように改めるものです。特別職の職員の退職手当に関する条例（平成2年岬町条例第10号）第3条に規定する給料月額については、前項の規定は適用しない。

附則として、この条例は平成25年10月9日から施行したものでございます。

以上が、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号、専決処分の承認を求める件（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第75号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程2、議案第76号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程2、議案第76号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件につきまして概要をご説明いたします。

内閣府が先日発表いたしました、ことし7月から9月期の国内総生産（GDP）の速報値は物価変動を除いた年率換算で1.9%の増加となっております。連続してプラスの成長を確保したものの、前期の4月6月期の年率3.8%と比べますと、その伸び率は半減いたしております。

今後は年度末にかけて消費税増税前の駆け込み需要が予想される一方、増税後の反動減が懸念されており、引き続きこれらの動向を注視していく必要があると考えております。

一方、本町におきましては、歳入面では地価の下落、人口の減少等のさまざまな要因により、引き続き厳しい状況にあります。また、歳出面では、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。したがって、今般の補正予算につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整に加えて、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,195万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億5,991万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

まず、国庫支出金につきましては、792万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、障がい者、居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金579万円、障がい者移動支援などの給付費の増加に伴う地域生活支援事業費等補助金81万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、1,446万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障がい者居宅介護などの給付費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金289万5,000円、子ども・子育て支援3法に基づく新たな子育て支援施策の実施に向けたシステム導入事業に充当するための子育て支援対策臨時特例交付金、安心子ども基金1,094万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、今補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金2,766万2,000円を減額計上するものでございます。

諸収入につきましては、723万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、後期高齢者医療、広域連合負担金（医療費定率分）の精算に伴う返還金566万1,000円、地域防災組織を支援するため啓発機器の購入に充当するためのコミュニティ助成金90万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要にご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました職員の人事異動、また、職員給料月額に対する独自カットに伴う給料、職員手当、共済費の職員給与費にかかる予算につきまして必要な調整を今回行っております。

これらの職員給与費につきましては、歳出予算の各費目に計上している関係上、以上の説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議会費につきましては279万5,000円を減額計上いたしております。主な内容と

いたしましては、職員給与費のほか10月以降の1名の欠員に伴い、議員報酬及び議員期末手当を合わせて213万7,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、440万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、多奈川駅前駐輪場の照明設置工事28万9,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、1,713万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、障がい者・障がい児居宅介護給付費などにかかる扶助費1,317万4,000円、子ども・子育て支援3法に基づく新たな子育て支援施策の実施に向けた子ども・子育て支援システム導入委託料1,094万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、28万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、埋立処分場で、現在、仮置きをしている粗大ごみ等のうち、町が処分する必要のある処分委託料524万2,000円。また、さきの事件を教訓に、埋立処分場の管理体制の強化を図るための入りロゲート修繕費77万7,000円、監視カメラ設置工事75万2,000円、合わせて152万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費につきましては、職員給与費といたしまして31万5,000円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。

商工費につきましては、90万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、長松海岸の枯れ松伐採業務委託料130万円、枯れ松伐採後に新たに松を植樹するための苗木代5万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

土木費につきましては、460万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、下水道事業特別会計繰出金83万3,000円を減額計上するものでございます。

次に、消防費につきましては484万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員の退職に伴う報奨金360万7,000円、地域防災組織を支援するための啓発機器の購入費90万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、職員給与費といたしまして734万1,000円を減額計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、去る9月15日から16日にかけて全国的に甚大な被害を及ぼし

た台風18号による復旧費823万6,000円を計上いたしております。本町におきましては、ため池、林道などの農林水産施設や河川などの公共土木施設に被害が生じておりまして、これらの復旧に要する経費を計上するものでございます。

主な内容といたしましては、多奈川谷川地区内の宮池などの道具施設災害復旧費259万5,000円、西畑池谷地区の石川護岸などの河川部災害復旧費425万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程3、議案第77号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第77号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件につきまして、ご説明いたします。

本補正予算は、職員の人事異動等による人件費について調整するものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ651万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,347万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、4ページをあわせてご参照願います。

繰入金、他会計繰入金といたしまして、651万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整により一般会計繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は同じく2ページを、詳細につきましても、同じく4ページをあわせてご参照いただきたいと思っております。

総務費、総務管理費といたしまして、651万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

以上が平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程4、議案第78号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程4、議案第78号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の給料等の減額に伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,605万9,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして、2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、職員の給料等が減額されたことにより83万3,000円の減額を行い、2億8,183万8,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、職員の給料等が減額されたことにより60万1,000円の減額を行い、1億678万8,000円とするものです。

事業費、下水道事業費につきましては、職員の給料等の減額により23万2,000円の減額を行い1億1,944万8,000円とするものです。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程5、議案第79号、平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程5、議案第79号、平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算は、職員の人事異動等による人件費の調整及び延滞金処理にかかる事務処理システムの改造経費について調整をするものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,117万4,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ17億1,424万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料として2万6,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては、地域支援事業交付金4万8,000円を増額するもので、次の府支出金、府補助金につきましても同じく地域支援事業交付金2万4,000円を増額するものでございます。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております地域支援事業の件費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上したものでございます。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金1,127万2,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、職員の人事異動等による件費の調整に伴う職員給与費等の繰入金として1,214万7,000円を減額するとともに、延滞金処理に係る事務処理システム改造経費に係る事務費繰入金85万1,000円及び地域支援事業繰入金2万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、総務費総務管理費につきましては1,129万6,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、職員の人事異動等に伴う調整額として1,214万7,000円を減額するとともに、延滞金処理に係る事務処理システム改造経費として85万1,000円を増額するものでございます。

次に、地域支援事業費包括的支援事業任意事業費につきましては、職員の人事異動等に伴う調整額として12万2,000円を増額補正するものでございます。

以上が平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程6、議案第80号、平成25年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、岡本 茂君。

○岡本都市整備部理事 日程6、議案第80号、平成25年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、本町が独自にカットしている職員給与費の調整と賃金の補正を行うものでございます。内訳は、職員給与費126万7,000円の減額と賃金178万4,000円の増額でございます。

次に、第3条の資本的支出ですが、資本的支出のうち建設改良費について45万1,000円の減額するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ利用のできない経費を定めており、今回の収益的支出及

び資本的支出における職員給与費の総額を5,991万2,000円から5,819万4,000円と改めるものでございます。

次に、5条では、重要な資産の取得及び処分することができない経費としまして配水管整備事業費を定めており、今回の資本的支出における職員給与費45万1,000円を減額することに伴い、その額を6,322万3,000円とするものでございます。

以上が、平成25年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程7、議案第81号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に  
関する協議の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程7、議案第81号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係市と協議するにつき同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会の執務場所を変更することに伴い、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて、阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する事項といたしましては、第3条に規定をしております執務場所について、大阪府阪南市尾崎町一丁目10番7号、阪南市立保健センター分室内から、大阪府阪南市尾崎町一丁目18番15号に改めるものでございます。

新しい執務場所は、旧尾崎小学校で、現在の保健センター分室の斜め前となります。

また、附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程8、議案第82号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程8、議案第82号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

本件につきましても、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会の名称を変更することに伴い、阪南市泉南市岬町障がい程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更することについて、阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する事項といたしましては、障害者自立支援法の改正に伴い規約の題名及び第2条に規定する名称について、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会から阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会に変更するものでございます。

また、附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程9、議案第83号、いきいきパークみさき条例を制定する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程9、議案第83号、いきいきパークみさき条例を制定する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、いきいきパークみさきを開設するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2、第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

いきいきパークみさきを開設する多奈川地区多目的公園は、関西国際空港2期事業土砂最終跡地を、「働き・学び・憩える新しい“さとやま”空間の創造」をまちづくりのコンセプトとして定め、平成18年度から大阪府により整備を進めていただいております。

このたび、多目的公園の整備が完了し、多目的公園内にある多目的公広場及び緑地をいきいきパークみさきとして町民の皆様にご利用をいただく公園として開設するため、本条例を制定するものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

第1条につきましては、公園の設置規定を定めるもので、町民のスポーツ及びレクリエーション活動を促進し、健康増進と交流を深めるためにいきいきパークを設置することを定めております。

第2条につきましては、名称と位置を定めるもので、名称は公募により決定した「いきいきパークみさき」として、位置は岬町多奈川谷川3351番地の101ほかと定めております。

第3条につきましては、いきいきパークみさきを構成する施設を定めるもので、多目的広場、野球広場、管理棟などで構成することを定めております。

第4条につきましては、広場の使用許可を定めるもので、広場を使用する場合は町長の許可を受けることを定めております。

第5条につきましては、広場の使用制限を定めるもので、広場の使用にふさわしくない行為を行うものには使用を許可しないことを定めております。

第6条につきましては、広場の使用許可の取り消し等を定めるもので、使用許可条件に違反した場合などがあつた場合に使用許可を取り消すことなどを定めております。

第7条につきましては、広場の使用料を定めるもので、広場の使用に当たっては別表に定める使用料を徴することを定めております。

広場については、現在、暫定的な町内団体の方に利用者協議会を設立いただき、利用に当たっては1時間500円の利用協力金を徴して広場の維持管理を行っていただいております。現在の使用料金、また近隣の広場等の使用料も考慮し、多目的広場、野球広場とも1時間当たり500円と使用料を定めております。

なお、使用時間には準備及び原状回復のために必要な時間を含むものとし、また営利を目的として使用する場合には、それぞれの使用料に2を乗じて得た額を使用料として徴することを定めております。

第8条につきましては、使用料の減免の規定を定めるもので、公益上必要な場合には使用料を減免し、または免除することができることを定めております。

第9条につきましては、使用料の還付の規制を定めるもので、特別の事由があると認める場合には使用料の全部または一部を還付することができることを定めております。

第10条につきましては、特別の設備を設ける場合の規定を定めるもので、広場に特別の設備を設ける場合には許可を受けることを定めております。

第11条につきましては、目的外使用の禁止の規定を定めるもので、広場を目的外に使用したり、使用する権利を譲渡したりすることなどを禁ずることを定めております。

第12条につきましては、広場の使用後の原状回復の規定を定めるもので、広場の使用が終わったときには使用者において原状に回復することを定めております。

第13条につきましては、施設等を破損させたときの損害賠償の規定を定めておるもので、使用者の責に帰すべき事由により施設等を破損させた場合は使用者においてその損害を賠償することを定めております。

第14条につきましては、第三者への損害に対する本町の免責の規定を定めるもので、本町に過失がある場合を除き、施設の使用により生じた第三者への損害については、本町は一切その責を負わないことを定めております。

第15条につきましては、委任規定を定めるもので、条例の施行に必要な事項については町長が規則で定めることを定めております。

附則につきましては、施行日を定めるもので、平成26年3月1日から本条例を施行するものでございます。

以上が、いきいきパークみさき条例を制定する件の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 過日の議会運営委員会でのこの案件について付託委員会は事業委員会であると説明され、その後、私、議会運営委員会の奥野委員長にも再度確認したところ、事業委員会ではないとなっておりまして、事業委員会の委員でない私はこの場にて質問するしかなく、大綱

的に質疑をさせていただこうと思います。

内容につきましては2点ございます。この条例に関しまして、中身を見るところによると、大部分が多目的広場及び野球場についての使用料、使い方に関する条例となっておりますが、2点ある言いましたけれども、1点は、このいきいきパークみさきの多目的公園、野球場において、それを所管する場所というのはまちづくり戦略室で間違いないのかというのが1点と、2点目は、この8条ですか、そこに減免をすることができるとなっておりますけれども、こういうのを恐らく規則で決められるのかなと思うんですけれども、その規則というのがいつごろできるのかということこの場で聞いていいのかどうかわかりませんが、それを答弁していただきたく思います。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室理事、村上正樹君。

○村上まちづくり戦略室理事 2点ご質問いただきました点につきましてご説明をさせていただきます。

まず1点目の多目的公園の所管に関することですが、いきいきパークみさきを含めまして、多目的公園につきましては、施設の一体的、効率的な管理を行う必要があると考えており、施設を個別にそれぞれの部署で担当管理するのではなく、公園内の道路や進出企業との調整なども含めまして、公園全体を一括して担当管理することを考えております。

また、いきいきパークみさきにつきましては、都市公園としての位置づけを行う予定をいたしており、担当部署につきましては事業部で所管することを現在、調整を進めているところでございます。

2点目の規則の件でございますが、条例の運用上、必要な詳細につきましては規則のほうで定めてまいります。

この規則につきましては、オープンの3月1日までに関係機関との調整も行いながら決めてまいります。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 明解な答弁をいただきまして、私、いろいろ見ている中で、使用するのは町内のスポーツ団体がほとんどなのではないかと思っておりますので、また皆さんの活発な意見で事業委員会で見ていただければと思います。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっておりますいきいきパークみさき条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程10、議案第84号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程10、議案第84号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、障害福祉サービス利用時の適正かつ円滑な支給決定を行うことを目的として設置している阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会の名称を変更することに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

障害者自立支援法の改正により、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会規約に規定する名称について、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会から阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会に変更することに伴い、本条例別表中の障害程度区分認定審査会委員を障害支援区分認定審査会委員に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんについては、委員会付託の審議についてよろしくお願いします。

次の会議は、12月20日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開催しますので、ご参集ください。

どうも本日は慎重審議ご苦労さまでございました。

(午前10時55分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年12月4日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 出 口 実